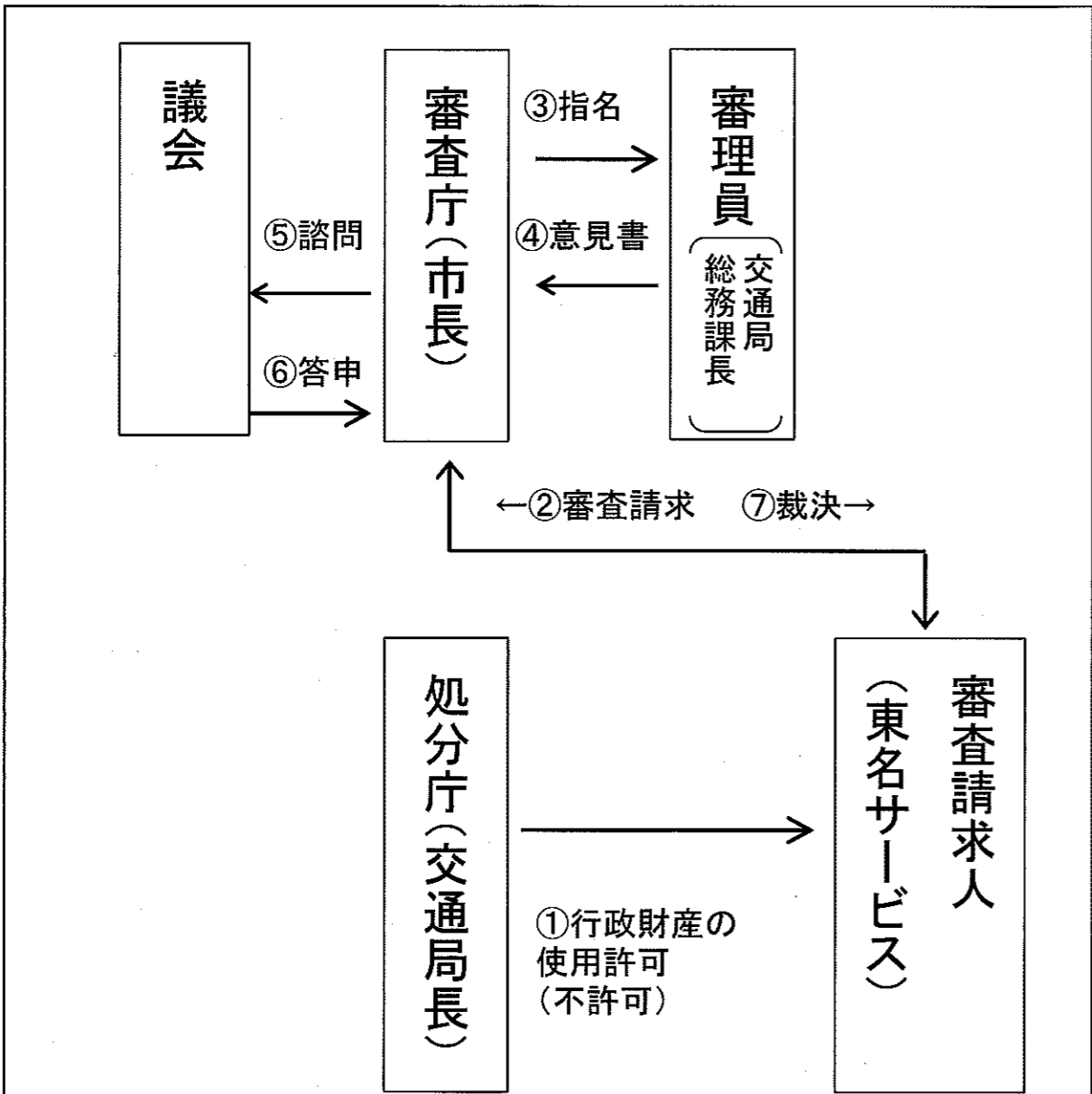


議案 行政財産の使用許可に関する審査請求について

行政財産の使用許可に関する審査請求があったため、この審査請求を棄却することについて、地方自治法の規定により議会の意見を求めるもの

1. 関係人の相関図



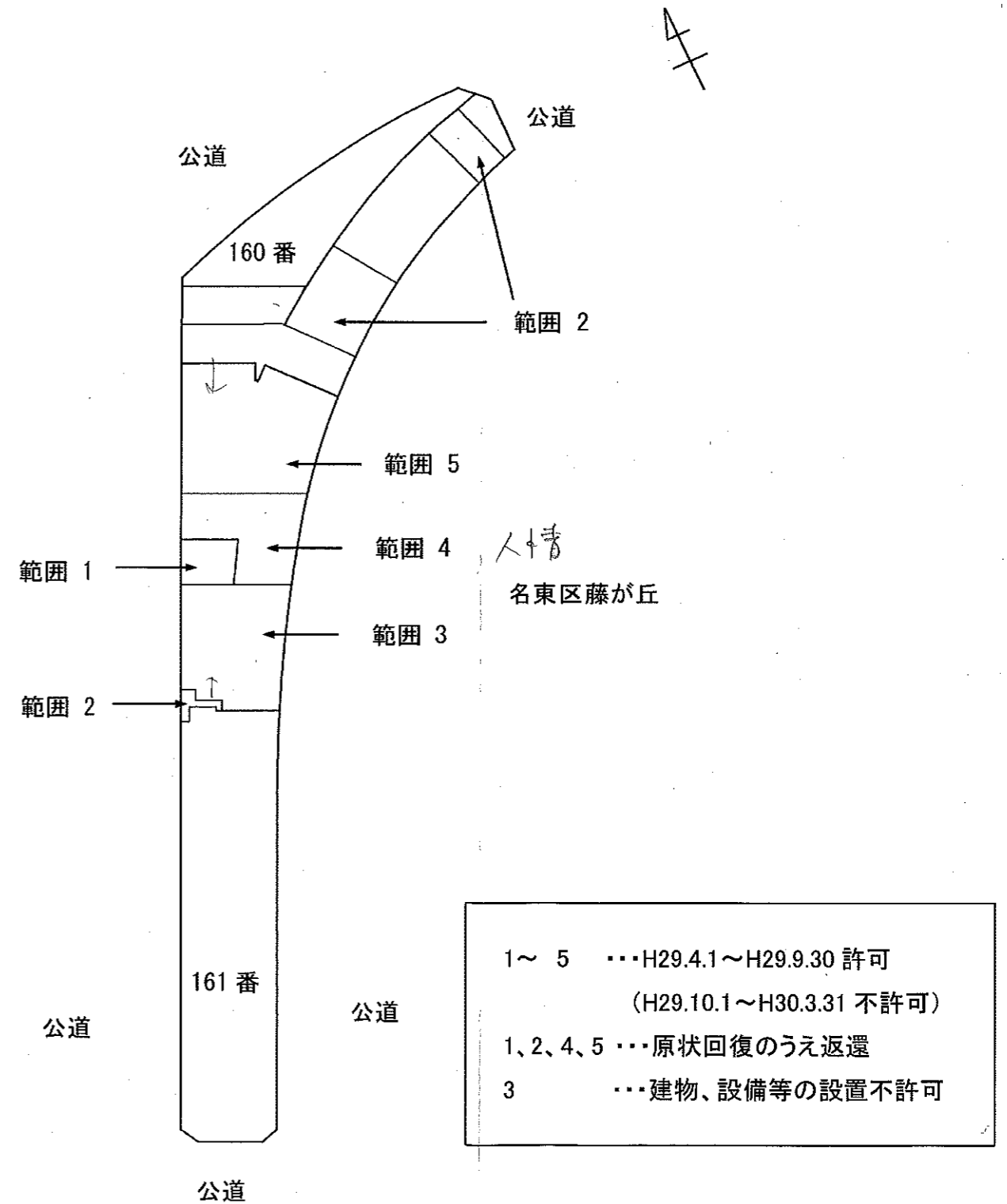
【根拠規程】

全ての手続きは行政不服審査法及び同施行令による。ただし②⑦に係る請求先、⑤⑥に係る諮問先については地方自治法第238条の7（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求）の規定による。

なお、③において指名する審理員は、本市が定める「審理員となるべき者の選定に関する基準」に基づいた充て職となっている。

【参考図面】一部許可に係る行政財産の位置図

※争点となっている範囲周辺を抜粋



2. 審査請求の概要

① 審査請求の趣旨(2件統合)

審査請求人(株式会社東名サービス)が、処分①平成29年3月31日付け一部許可処分②平成29年6月30日付け一部許可処分の**2件の処分の取り消しを求めるもの**である。

	処分①関連(平成29年5月19日提起)	処分②関連(平成29年7月28日提起)
不服とする処分内容	<ul style="list-style-type: none"> ・7月1日以降不許可(範囲1、3、4、5) ・10月1日以降不許可(範囲2) ・退去時までの原状回復(範囲1、2、4、5) ・建物等の設置不許可(範囲3) ・使用者等の建造物等の構造調査の使用者負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日以降不許可(範囲1、3、4、5) ・退去時までの原状回復(範囲1、4、5) ・建物等の設置不許可(範囲3) ・使用者等の建造物等の構造調査の使用者負担

② 裁決案

(ア)総論

- ① 行政財産の目的外使用許可の可否については、判例において施設管理者の裁量権が認められている。
- ② 処分庁が本件処分に付した条件については、その内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものである場合、又は処分庁の判断が重要な事実の基礎を欠いてなされた場合に限り、裁量権の逸脱または濫用として違法と判断されるべきものである。
- ③ 審査請求のあった処分はいずれも行政上の必要性に基づき、必要と認められる限度において行われたものであり、著しく妥当性を欠き処分庁がその裁量権を逸脱したものとは認められない。
- ④ よって、**本件処分に違法性又は不当性はなく、審査請求は棄却されるべき**である。

(イ)主な争点

審査請求人	処分庁	裁 決
交通局は、範囲1、2、4、5について、店舗等事業者との間の問題及び技術的問題が解決しない限り原状回復を完了しなくてよいと明示していたにもかかわらず、方針を覆し、加えて著しく短期の使用許可としたことは著しく不合理である。	行政財産の目的外使用許可は行政財産の用途又は目的を妨げない限度で行うことができるものであり、耐震補強工事の必要が生じたことから使用を制限した。審査請求人へは何度も説明を重ねてきた。	利用者の安全確保及び災害からの早期復旧は施設管理者の責務である。速やかな耐震補強工事が必要と判断した処分庁が、本件処分時点において、工事の妨げにならないよう短期の使用期間としたことは不合理とは言えない。 審査請求人の主張する交通局が明示していた要件については、審査請求人からの書面による理由説明とそれに対する交通局からの承認が前提とされており、本件に関して、審査請求人が提出した理由書に対し、交通局からは、理由として承認しない旨を回答されていた。
交通局は、範囲3について、土地の原状回復をして返還すれば、工事後に同じ場所・業種で営業できると明言していたにもかかわらず、資材置場にすると理由で建物等の設置を認めない条件を付したことは不合理である。	範囲3には一部に耐震補強工事の必要があり、また隣接する場所で未施工となっている柱を効率的に施行するための用地としても必要であることから、建物等の設置は認められない。	処分庁の処分理由には合理性があると認められる。
審査請求人所有の建造物の構造調査の費用負担を義務付ける根拠はなく違法である。	建造物の一体的な構造を理由に原状回復が困難とする審査請求人の主張を踏まえ、構造調査が必要と理解し、費用負担を求めたものである。	審査請求人の主張に鑑みた判断であり、処分庁の処分は不合理とは言えない。